

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ（利害関係人用）

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が米子市、境港市、西伯郡、日野郡のものだけです。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。

また、照会の申請ができる方は、以下の2通りに限られます（なお、本説明書は以下のBの方を対象としておりますのでご注意ください。）。

A 相続人

B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

- 2 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。照会の申請にあたっては照会書及び被相続人等目録をご提出ください。なお、調査については被相続人等目録にご記載いただいた氏名に基づいて行います。

- 3 照会の際、添付書類として以下の書類が原則として必要になります。ただし、例外的にその他の書面のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

なお、(1)及び(2)については原本還付が可能です。ご希望される場合は、原本とコピーの両方をご提出ください。

- (1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）又は戸籍附票

被相続人の死亡の事実と最後の住所を確認するための書類です。なお、同書類がすでに廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が米子市、境港市、西伯郡、日野郡であった旨の上申書及び被相続人の除籍謄本（被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本）

- (2) 照会者の資格を証明する書類

〔個人の場合〕 照会者（個人）の住民票

〔法人の場合〕 商業登記簿謄本または資格証明書

いずれの書類も発行から3か月以内のものをご提出ください。

- (3) 利害関係の存在を証明する書面（コピー）

被相続人との利害関係を疎明する資料として、金銭消費貸借契約書、訴状、競売申立書、競売開始決定、債務名義等の各写し、担保権が記載された不動産登記簿謄本、その他の債権の存在を証する書面などをご提出いただくことになります。

なお、被相続人の住所につき同書面上の住所地と上記(1)の住民票上の住所地とが異なっている場合は、「被相続人の戸籍の附票」などを別途ご提出いただき、住所が変更になっている事実を疎明していただく場合があります。

- (4) 相続関係図

被相続人と照会対象者との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。

- (5) 委任状（代理人に委任する場合のみ）

照会手続きにおいて代理人になれるのは弁護士だけです。

- (6) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

- 4 調査期間は、以下のとおりです。

- (1) 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

- (2) 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第一順位については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理された日からそれぞれ3か月間が調査期間の対象となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。なお、同証明書の申請には、相続人1人につき1通150円の申請費用がかかります（ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律1通150円です。）。

（問い合わせ先）〒683-0826 鳥取県米子市西町62番地 鳥取家庭裁判所米子支部（0859-22-2408）

<注意>平成27年4月から、申請時における提出書面の変更に伴い、照会の対象とされた相続人の身分確認はおこなっておりません。

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ（相続人用）

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が米子市、境港市、西伯郡、日野郡のものです。最後の住所地は、被相続人の住民票の除票又は戸籍の附票で確認してください。

また、照会の申請ができる方は、以下の2通りに限られます（なお、本説明書は以下のAの方を対象としておりますのでご注意ください。）。

A 相続人

B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

- 2 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の※を参照）。照会の申請にあたっては照会書及び被相続人等目録をご提出ください。なお、調査については被相続人等目録にご記載いただいた氏名に基づいて行います。

- 3 照会の際、添付書類として以下の書類が原則として必要になります。ただし、例外的にその他の書面のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

なお、(1)については原本還付が可能です。ご希望される場合は、原本とコピーの両方をご提出ください。

- (1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）

被相続人の死亡の事実と最後の住所を確認するための書類です。なお、同書類がすでに廃棄になっている場合は、被相続人の最後の住所が米子市、境港市、西伯郡、日野郡であった旨の上申書及び被相続人の除籍謄本（被相続人の死亡の記載のある戸籍謄本）

- (2) 照会者と被相続人の戸籍謄本（照会者と被相続人との関係が分かる戸籍謄本）

照会者と被相続人との関係を確認するための書類です。戸籍謄本のうち照会者の戸籍については発行から3か月以内のものを提出してください。なお、ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係がわからない場合には、その関係が分かる戸籍謄本及び除籍謄本を別途ご提出いただくことになります。

- (3) 相続関係図

被相続人と照会対象者との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。

- (4) 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけです。

- (5) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

- 4 調査期間は、以下のとおりです。

- (1) 被相続人の死亡日が平成18年以降の場合、現在までの申述の有無を調査します。

- (2) 被相続人の死亡日が平成17年以前の場合、第一順位については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄の受理された日からそれぞれ3か月間が調査期間の対象となり、それ以上の期間の照会には応じられません。

※ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。なお、同証明書の申請には、相続人1人につき1通150円の申請費用がかかります（ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律1通150円です。）。

※

（問い合わせ先）〒683-0826 鳥取県米子市西町6番地 鳥取家庭裁判所米子支部（0859-22-2408）

<注意>平成27年4月から、申請時における提出書面の変更に伴い、照会の対象とされた相続人の身分確認はこなっておりません。